

■クールジャパン人材育成検討会第1次とりまとめ フォローアップ表

資料2

クールジャパン人材育成検討会 第1次とりまとめにおける今後の対応の方向性	関係省庁	現在の取組状況	今後の取組予定
1. プロデュース人材 (クールジャパン産業の中核を担う人材として、クリエイターの作品の質や意図を理解し、それを目利きできる「専門スキル」と、その作品をビジネスとして展開することのできる「ビジネススキル」の両方を有する人材)			
① 専門職大学及び専門職短期大学の実践的な仕組みづくりや環境の整備にあたり、関係府省庁とも連携しながら、教員の登用や実務家教員の効果的な参画、内外の教育機関との連携や単位互換などが産業のニーズを踏まえ、円滑に行われるよう検討を行う。	文部科学省、関係府省庁	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年5月、学校教育法の一部を改正する法律が成立。これを受け、同年9月に専門職大学・専門職短期大学の設置基準等を制定。これらにより、産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施、実務家教員の積極的任用、社会人など多様な学生受入れ、国内外の機関との連携等のための仕組みを整備。さらに、専門職大学制度の趣旨を活かし、既存の大学・短大の一部の組織で実践的かつ創造的な専門職業人養成に取り組む「専門職学科」制度も検討中。(平成31年度から施行)【文科省】 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、各省連携による成長分野の人材育成の検討の場において、関係府省庁に対する協力の要請を行うとともに、関係府省庁と連携し、業界団体等に対して、教育課程の編成、実務家教員の確保、実習の実施、卒業生の進路の開拓など専門職大学への連携・協力を積極的に働きかけていく。【文科省】
② クールジャパン分野における専門職大学・専門職短期大学の設立に向け、産業のニーズを踏まえたカリキュラム開発や他の高等教育機関や外国の教育機関等との連携等を支援する。	文部科学省、関係府省庁	<ul style="list-style-type: none"> 同上【文科省】 	<ul style="list-style-type: none"> クールジャパン分野も含め、専門職大学・専門職短期大学の設置申請を検討している者に対して、産業界のニーズを踏まえたカリキュラム編成、他の教育機関との連携等の観点からも、設置に向けた相談に丁寧に対応する。【文科省】 関係府省庁と連携し、業界団体等に対して、教育課程の編成、実務家教員の確保、実習の実施、卒業生の進路の開拓など専門職大学への連携・協力を積極的に働きかけるとともに、必要な支援等についてさらに検討していく。【文科省】
③ クールジャパン関連産業における、業界団体等によるミドルキャリアに対するプロデュース人材の育成に関する教育プログラムの開発・実施等を支援する。	観光庁、農林水産省、経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 観光産業の中核を担う人材の育成のため、全国の複数のモデルとなる大学において、地域特性や大学の強みを活かした社会人向け教育プログラムの開発を支援。(累計7校:小樽商科大学、大分大学、和歌山大学、青森大学、鹿児島大学、東洋大学、明海大学)【観光庁】 日本料理については、「日本料理海外普及人材育成事業」における在留期間を平成29年8月に「2年以内」から「5年以内」へと延長し、中長期的な技術習得を行うことを可能にし、海外における日本料理の普及人材の育成を推進。【農水省】 ファッション分野の中核を担う人材育成のため、社会人・大学生向けにIF(ファッション産業人材育成機構)が教育プログラムを実施。【経産省】 コンテンツ業界団体によるビジネスプロデューサー向けセミナー等を実施。【経産省】 	<ul style="list-style-type: none"> 来年度新規で3校程度を新たに採択し、引き続き教育プログラムの開発を支援するとともに、大学間でコンソーシアムを形成する等、持続可能な連携体制の構築を図る。【観光庁】 引き続き「日本料理海外普及人材育成事業」を実施し、今後も日本料理の海外普及人材の育成を推進していく。【農水省】 今後ファッション産業におけるプロデュース人材育成の推進を検討していく。【経産省】 コンテンツ分野について、平成29年度の成果を踏まえ、今後の取組を検討。【経産省】
④ 共同制作等の担い手として国際的に通用するプロデューサー人材の育成を支援するため、セミナー等の開催や海外スタジオでのインターンシップ等の機会を提供する。	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> コンテンツ産業分野においては、平成29年度コンテンツ産業新展開強化事業(人材発掘育成・国際ネットワーク構築事業)において、海外からゲストを招聘して行うビジネスプロデューサー向けセミナーを実施。今後海外の大学教育機関での短期プログラム等を実施予定。【経産省】 	<ul style="list-style-type: none"> コンテンツ産業分野においては、平成29年度コンテンツ産業新展開強化事業(人材発掘育成・国際ネットワーク構築事業)の成果を踏まえ、今後の支援を検討。【経産省】
2. 高度経営人材 (産業の新たな価値の創出や労働生産性の向上を実現しながら、クールジャパン関連産業が持続的に発展していくため、産業をけん引できる人材)			
① 教育機関と産業界とが連携した、高度経営人材育成に向けた取組(分野特化型のMBAコース等の設置)を支援する。	文部科学省、観光庁、経済産業省等	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度策定されたコアカリキュラムについて、各専門職大学院のカリキュラムと比較・検証するなど、ステークホルダーの参画を得て実証・改善するとともに、経営系専門職大学院における成長分野や産業界のニーズが高い分野に関する教育プログラムの開発に取り組んでいる。【文科省】 観光MBAについて、平成30年度の開学に向け、カリキュラム開発を支援するとともに、観光庁主催のフォーラムの開催や、新聞紙面での広告を通じて、啓発・広報活動を強化しているところ。【観光庁】 京都大学において、サービス分野の分野横断的な高付加価値化を担う経営人材を育成する、同大経営管理大学院サービスMBAコースと、コーネル大学ビジネススクール(ホテルスクール)との連携プログラムの検討を、関係産業界の経営者等を取り込みながら支援している。【経産省】 	<ul style="list-style-type: none"> 左記内容により得られた成果や検証結果を経営系大学院や産業界に広く周知・公表することで、各大学において経営人材を養成するためのカリキュラムの在り方等について再検討を促し、社会(「出口」)のニーズを踏まえた人材を養成する。【文科省】 引き続き、カリキュラム開発及びブラッシュアップを支援するとともに、産学連携による恒常的な人材育成拠点構築に向け、関係者との連携体制の強化や啓発・広報活動を実施していく。【観光庁】 教育プログラムの内容、教育方法等の知見・ノウハウを、広く産業界と共有するとともに、産業界のニーズを捉えた実践的教育となるよう、継続して支援を行う。【経産省】
② クールジャパン関連産業に関連した高度経営人材の養成がより効果的に行われるよう、ビジネスの一線で活躍する実務家の教員としての柔軟な任用、任期付き採用等の活用などによる教育内容や研究の質の維持・向上を促進する。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> 中央教育審議会大学分科会大学院部会の下に専門職大学院ワーキンググループを設置し、適切な実務家教員の確保の促進のため、専門職大学院における実務家教員(みなし専任教員)の担当科目数を6単位から4単位へ緩和する方針で中央教育審議会大学分科会にて了承された。【文科省】 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、制度改正に向けて手続きを進める。【文科省】

クールジャパン人材育成検討会 第1次とりまとめにおける今後の対応の方向性	関係省庁	現在の取組状況	今後の取組予定
③ 国内教育機関等と、高度経営人材の育成に関するノウハウ等を有する海外教育機関との連携・提携を推進する。	文部科学省、観光庁、 経済産業省、農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネススクールの国際的な認証評価機関における評価の現状やそれを受けた大学での改革等について意見交換を行う、シンポジウムの開催に取り組んでいる。【文科省】 ・将来的に共同研究をすることも見据え、香港理工大学、香港中文大学、セントラルフロリダ大学等との連携協定締結に向けた支援を実施。【観光庁】 ・次の大学において、包括連携協定の締結等が実現。 (京都大学＝コーネル大学、中村学園大学＝カリナリー・インスティテュート・オブ・アメリカ、＝ハワイ大学カピオラニ校、立命館大学＝ル・コルドン・ブルー(フランス)、弘前大学＝開南大学(台湾))【経産省】 ・平成28年度から「日本食・食文化普及人材育成支援事業」により、外国人料理人を招聘し、有名日本料理店等で約8ヶ月間にわたる日本料理研修を支援。日本産品や日本食文化の魅力を発信し、我が国食関連事業者等が海外展開をする際にビジネスパートナーとなり得る人材の育成を推進。【農水省】 ・調理の学位が取れる世界でも数少ない大学の一つ「バスク・クリナリー・センター」にて、大学生、大学関係者に向けて日本食のエキスパートたちによる伝統的な日本食・食文化の講義を実施。【農水省】 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、経営系大学院の機能強化に関する有識者会議を立ち上げ、経営人材のグローバル化等について検討を行う。【文科省】 ・引き続き、海外大学との連携協定締結に向けた支援を実施。【観光庁】 ・今後も国内教育機関等と海外教育機関の連携を促すとともに、連携内容の充実化を支援する。【経産省】 ・「日本食・食文化普及人材育成支援事業」による人材育成を推進するため、引き続き、海外教育機関との連携・提携について推進。【農水省】
④ 観光、食等の分野の中間管理職等向けに短期で、あるいは就業しながら、必要な科学的・ビジネス的知識やマネジメントを学ぶことができる人材育成の取組を促進する。	観光庁、経済産業省 等	<ul style="list-style-type: none"> ・観光産業の中核を担う人材の育成のため、全国の複数のモデルとなる大学において、地域特性や大学の強みを活かした社会人向け教育プログラムの開発を支援。(累計7校:小樽商科大学、大分大学、和歌山大学、青森大学、鹿児島大学、東洋大学、明海大学)【観光庁】 ・観光分野では弘前大学、東洋大学、金沢大学、京都大学、近畿大学、愛媛大学、琉球大学、食分野では立命館大学、中村学園大学の経営人材育成に向けた取組を支援。社会人向けの教育プログラムの開発等を進めている。【経産省】 	<ul style="list-style-type: none"> ・来年度新規で3校程度を新たに採択し、引き続き教育プログラムの開発を支援するとともに、大学間でコンソーシアムを形成する等、持続可能な連携体制の構築を図る。【観光庁】 ・プログラム開発を支援することで蓄積されたサービス産業に係る人材育成に関する教育プログラムの内容、教育方法等の知見やノウハウを、広く産業界や教育界に共有・横展開する取組を進める。【経産省】
3. 高度デザイン人材 (製品・サービス開発において、局所的な意匠の改善を越えて、ユーザー体験を念頭に、設計から値付け・販路等までその全体についてデザインできる人材)			
① 高度デザイン人材の育成を目的とした教育カリキュラムの策定を支援する。	経済産業省、文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度において高度デザイン人材育成のための教育カリキュラムの策定を支援すべく予算の省内調整中。【経産省】 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き予算確保に向けて調整。また、本年度内を目途に、担い手となる教育機関の掘り起こしを実施。【経産省】
② デザイン分野の教育機関同士、さらにはデザインと他分野の教育機関同士の連携・ネットワーク構築や産学連携を支援する。	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度において高度デザイン人材育成のための教育機関等や産学官の連携を支援すべく予算の省内調整中。【経産省】 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き予算確保に向けて調整。また、本年度内を目途に、担い手となる教育機関等の掘り起こしを実施。【経産省】
③ 内閣府のクールジャパン拠点連携実証調査において実施された東京大学と英国RCAの連携事業のように、国内の教育機関等と、高度デザイン人材の育成に関するノウハウ等を有する海外トップスクールとの連携・提携を推進する。	関係府省庁	<ul style="list-style-type: none"> ・国内教育機関等や産学官の連携を促すために、海外デザインスクールとも連携できるプラットフォームの構築を検討する。【経産省】 	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度内を目途に、担い手となる教育機関等の掘り起こしを実施。【経産省】

クールジャパン人材育成検討会 第1次とりまとめにおける今後の対応の方向性	関係省庁	現在の取組状況	今後の取組予定
4. 専門人材 (クリエイター、料理人、デザイナー等「専門スキル」を有する人材)			
① 養成施設ガイドライン(調理師養成施設指導ガイドラインなど)について、授業時間等に関する規定が人材育成に携わる際の障害となっている場合は、柔軟な勤務体系に資する観点から検証を行う。	厚生労働省、関係府省庁	・養成施設ガイドラインについて、第1次とりまとめにおける今後の対応の方向性を踏まえ、検討を進めている。【厚生省】	・検討内容を踏まえ、養成施設ガイドラインを改正する予定。【厚生省】
② 教育機関と業界団体等が連携し、教育機関における産業ニーズに即した人材育成を目指す取組を支援する。	文部科学省、関係府省庁	・専門職大学院について、産業界等の協力を得て教育課程の編成等を行う教育課程連携協議会を設置するものとされた。これを受け、所要の規定の整備を行うことに取り組んでいる。【文科省】	・整備された規定をもとに、各専門職大学院に取組を推進するよう促していくこととしている。【文科省】
③ 文化芸術を担う人材の育成について、先進的な取組を行う高等学校を支援するとともに、外部指導員の活用を促進する。	文化庁	・外部の指導者を活用し効率よく指導している方法をまとめた「文化部活動事例集」を作成し、高等学校へ配布する。また、文化部活動の顧問教員の研修会を実施する。【文化庁】	・平成30年度も引き続き、文化部活動を効率よく指導している方法をまとめた「文化部活動事例集」を作成・配付することとしており、文化部顧問教員の研修会も実施する。また、文化部活動の運営の適正化に向け、部活動指導員等の活用などについて検討する有識者会議を開催する予定である。【文化庁】
④ クールジャパン分野における専門職大学・専門職短期大学の設立(カリキュラム開発等)を支援する。	文部科学省、関係府省庁	・本年5月、学校教育法の一部を改正する法律が成立。これを受け、本年9月に専門職大学・専門職短期大学の設置基準等を制定。これらにより、産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施、実務家教員の積極的任用、社会人など多様な学生受入れ、国内外の機関との連携等のための仕組みを整備。【文科省】	・クールジャパン分野も含め、専門職大学・専門職短期大学の設置申請を検討している者に対して、産業界のニーズを踏まえたカリキュラム編成、他の教育機関との連携等の観点からも、設置に向けた相談に丁寧に対応する。【文科省】 ・関係府省庁と連携し、業界団体等に対して、教育課程の編成、実務家教員の確保、実習の実施、卒業生の進路の開拓など専門職大学への連携・協力を積極的に働きかけるとともに、必要な支援等についてさらに検討していく。【文科省】
⑤ 映画制作現場における学生の実習(インターンシップ)受け入れ支援等知る機会の創出に資する取組を継続的に実施する。	文化庁、関係府省庁	・映画製作の各過程を担う専門性の高い人材を育成するため、大学・専門学校等の教育機関と映画関係団体等との連携の下に行われる、制作現場における学生の実習受入(インターンシップ)を支援するため、映画関係団体等の人材育成事業を実施している。【文化庁】	・引き続き、映画関係団体等との人材育成事業を実施していく。【文化庁】
⑥ 若手映画作家の育成のため、本格的な映画製作に必要な技術・知識の習得機会(ワークショップ)や実際の短編映画作品の制作を通じた実践の場を設けるとともに、これら作品の上映会等の発表機会を提供する。	文化庁	・本格的な映画製作のワークショップ等で学んだ技術や知識を、実際の短編映画製作を通して、実践する場を与え、若手映画作家が世に出る機会を提供するため、短編映画作品支援による若手映画作家の育成事業を実施している。【文化庁】	・引き続き、短編映画作品支援事業を通じた、若手作家の育成に取り組んでいく。【文化庁】
⑦ アニメーション分野における若手クリエイターの育成のため、若手アニメーターを起用した制作スタッフによるオリジナルアニメーション作品の制作を通じたOJTによる育成の支援や、これら作品の上映会等の発表機会を提供する。	文化庁	・我が国のメディア芸術分野の中でも、特にアニメーション分野については、作品制作を担う若手アニメーター等の育成が急務である。そのため、制作スタッフに若手人材を積極的に起用し、制作段階でオン・ザ・ジョブ・トレーニングを組み込んだ実際のアニメーション制作現場における人材育成を実施するため、若手アニメーター等人材育成事業を実施する。【文化庁】	・アニメーション制作現場における人材育成として、引き続き、若手アニメーター等人材育成事業を実施していく。【文化庁】
⑧ アニメーション、マンガ、ゲーム等のメディア芸術分野のクリエイターの育成のため、「メディア芸術祭」等での優れた作品の顕彰、海外メディア芸術祭でのメディア芸術祭受賞作品等の展示支援等を行う。	文化庁	・優れたメディア芸術作品の顕彰とそれらの作品を展示・上映する文化庁メディア芸術祭を実施し、応募・入賞を目指す国内外のクリエイターによる創作活動の活性化を図る。 さらに、海外のメディア芸術関連のフェスティバル・施設において、文化庁メディア芸術祭受賞作品を中心に展示・上映等を実施。【文化庁】	・メディア芸術分野のクリエイターの育成のため、引き続きメディア芸術祭での優れた作品の顕彰等の取組を実施していく。【文化庁】
⑨ クールジャパン分野を担う人材の発表機会を増やすため、文化交流使事業や日本ブランド発信事業等を実施する。	文化庁、外務省	・日本の芸術家・文化人が諸外国における日本文化への理解及び我が国と諸外国の芸術家・文化人等の連携協力を目的として、1つもしくは複数国に一定期間(1ヶ月～1年間)滞在して日本文化の紹介を行っている。 平成15年度から28年度までのべ128名と26団体の文化交流使が世界81カ国に派遣されている。 平成29年度は5名の文化交流使が新たに派遣されている。【文化庁】 ・日本ブランド発信事業:様々な分野の専門家を個別に海外に派遣し、講演会及びワークショップ等を実施。日本の多様な魅力(強み、価値観、伝統、現代日本を形作る文化的背景等)を海外に発信。【外務省】	・文化交流使事業:引き続き、幅広い分野の芸術家・文化人等を派遣し、日本文化の発表機会の拡大に取り組んでいく。【文化庁】 ・日本ブランド発信事業:H29年度事業順次実施中。【外務省】

クールジャパン人材育成検討会 第1次とりまとめにおける今後の対応の方向性	関係省庁	現在の取組状況	今後の取組予定
5. 外国人材の活用・集積 (クールジャパン関連産業の海外展開やインバウンド対応等をリードあるいはサポートする人材として、日本と海外の両方においてクールジャパンの提供基盤や市場拡大を支える存在)			
① クールジャパン関連の高度外国人材が、「高度人材ポイント制」を活用しやすくなるよう検討する。(例:特別加算の対象への追加)	内閣府(知財)、法務省	・クールジャパン関連の高度外国人材について、「高度人材ポイント制」の特別加算の対象となるよう、法務省と協議中。 具体的な加算対象としては、関係省庁にも意見を聞きつつ、関連分野のトップスクールの卒業生や、国内外で評価されているアワード等の受賞者等への加算について検討中。【内閣府(知財)】	・関係省庁からの具体案等を踏まえて、再度、法務省と調整予定。【内閣府(知財)】
② クールジャパン分野において、高等教育機関を卒業して日本において創作活動を行おうとする外国人が、卒業してから就職活動を行う、補助的業務からキャリアをスタートするといった分野の特性によって、在留資格の要件を満たすに至る以前に帰国せざるを得ないといった指摘について、実態を調査し、日本のクールジャパン関連産業の発展に資する外国人材の活用・集積のため取り得る方策について検討する。	内閣府(知財)、法務省、関係府省庁	・コンテンツ・デザイン等のクールジャパン分野について、知財事務局・業を所掌する関係省庁・高等教育機関を所掌する文科省が連携して実態調査を開始(昨年9月末～)。具体的には、関係企業等に対して、外国人材のニーズ、外国人材を就労させることができなかった場合の理由等について、ヒアリングやアンケートによる調査を実施。【内閣府(知財)、経産省、文科省】	・ヒアリング調査やアンケート調査で確認された課題等を踏まえ、関係省庁と対応の具体的な方策を検討する予定。【内閣府(知財)、経産省、文科省、法務省】
③ 国家戦略特別区域内における、入管法の特例としてクールジャパン外国人材について、地域固有の視点からの上陸許可基準の代替措置の検討を行うことで、当該人材の受入れを促進する。	内閣府(地方創生)、関係府省庁	・クールジャパン外国人材の受入れを促進するため、国家戦略特別区域法を改正し、入管法の特例について措置するとともに、同法施行令において、現行の上陸許可基準を代替する基準を定め、9月22日に施行。 9月に大阪府より提案。10月に国家戦略特区ワーキンググループにて提案者よりヒアリングを行った。【内閣府(地創)】	・今後、国家戦略特別区域会議において、関係地方自治体からの提案に基づき、上陸許可基準の代替措置について関係府省が一体となって協議・検討を行い、クールジャパン・インバウンド分野における専門的・技術的分野の外国人の一層の受入れを図っていく。【内閣府(地創)】
④ クールジャパン関連産業への留学生の就労に関する予見可能性を高める観点から、就労が可能・不可能なケースを例示したガイドラインを策定する。	法務省、関係府省庁	・アニメ、ファッション・デザイン、食などを学びに来た留学生在が引き続き日本で働くことを希望する場合等に、在留資格の決定に係る運用の明確化及び透明性の向上を図り、申請者の予見可能性を高める観点から、在留資格の該当性に係る考え方及び許可・不許可に係る具体的な事例を整理。国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成29年法律第71号)の施行と同時に公表(9月22日)。【法務省】	・引き続き明確化に努める。【法務省】
⑤ 国外の優れた人材の誘致に向けた、在外公館等における日本留学広報や帰国留学生(元日本留学生)を活用した日本の魅力発信事業を引き続き実施していく。	外務省	・日本留学説明会等の広報活動及び帰国留学生会支援活動を合計で1136回実施(平成28年度)。【外務省】	・引き続き効果的な活動を実施していく。【外務省】
⑥ 国内外の優れた人材の誘致に資するような質の高い教育を実施している外国の教育機関と我が国の大学の連携がより円滑に推進されるよう、取組を進める。	経済産業省、文部科学省、外務省、関係府省庁	・左記の取組を推進するための課題を抽出し、対応方針について検討中。【文科省】	・対応方針について、引き続き検討を進める。【文科省】
⑦ 「日本料理海外普及人材育成事業」の枠組を参考としつつ、日本料理以外の食分野においても、調理師養成施設を卒業して調理師免許を取得した留学生在が、業所管省庁の適切な関与の下で、一定の条件のもと、一定期間の就労を可能とすることについて検討する。	法務省、厚生労働省、農林水産省	・関係省庁において対応方針について検討中。【法務省、厚生労働省、農林水産省】	・関係省庁において対応方針について検討中。【法務省、厚生労働省、農林水産省】
⑧ 総合特区制度について、京都市が伝統料理で制度を利用しているが、伝統料理の普及のため、地域のニーズに即した効果的・円滑な利用がなされるよう引き続き実施する。	内閣府(地方創生)、関係府省庁	・総合特区制度の活用により、海外のレストラン等に勤務している外国人料理人が、業務の一環で、当該特区内の日本料理店で働きながら伝統料理の技術を習得することが可能(最大5年間)[特定伝統料理海外普及事業]【京都市】【内閣府(地創)】	・京都市において引き続き利用していく予定。【内閣府(地創)】
⑨ カドカワコンテンツアカデミーなどのクールジャパン機構による出資事業やそのネットワーク活用を通じて、海外においてクールジャパン関連産業のエコシステムを担う外国人材の育成・活用を推進する。	経済産業省、クールジャパン機構	・クールジャパン機構が出資する事業等を通じて、現地における日本コンテンツの海外展開を支える人材育成を推進。台湾に続き、平成28年4月にタイにスクールを開校。【経産省】	・引き続きクールジャパン機構が出資する事業等を通じて、現地における日本コンテンツの海外展開を支えるスクールの横展開を図り、人材育成プラットフォームの構築を着実に推進する。【経産省】
⑩ 一定レベルの日本料理の知識・技能を有する海外の外国人料理人を民間団体等が自主的に認定する「日本料理の調理技能認定制度」等を通じた日本食料理人の育成及び日本食の発信について、一層の充実を図る。	農林水産省	・平成28年度から開始した日本料理の調理技能認定制度において、国内外の教育機関等で平成29年9月末時点で150名(ゴールド2名、シルバー72名、ブロンズ76名)が認定。また、本制度の普及に向けたPR活動等を支援。【農水省】	・本制度の更なる普及に向けて引き続き日本料理の調理技能認定を行う国内外の教育機関等を増大し、今後も認定者を拡大する。【農水省】

クールジャパン人材育成検討会 第1次とりまとめにおける今後の対応の方向性	関係省庁	現在の取組状況	今後の取組予定
6. 地域プロデュース人材 (地域のクールジャパン資源を発掘し、それを集積・編集して新たな価値を付与する(キュレーション)ことを通じ、海外で受け入れられるような「商品」になるようプロデュースできる人材)			
① 海外マーケットに知見を有するプロデュースチームと中小企業が連携して、地域のクールジャパン資源の発掘・磨き上げを行う取組を支援し、プロデューサーの活躍の場を広げる。	経済産業省	・JAPANブランド等プロデュース支援事業として実施。また、プロデュース人材育成のため、希望するプロデューサー候補者に対して今年度の事業への同席などを通じて学びの場を提供。【経産省】	・平成30年度においては、専門家招聘型プロデュース支援事業として、事業者とプロデューサーの連携を進める予定。【経産省】
② 教育機関等における地域プロデュース人材育成に資するモデルプログラムの確立を検討する。	内閣府(知財)	・地域プロデュース人材育成に資するモデルプログラムの確立に向けて、H29年度予算により、以下の①、②にかかる事業を実施予定(H29年12月25日公告)。 ①経営・人文等の関係分野の知見を習得しつつ、地域行政・企業・住民との連携のもと、現場での実践と合わせて地域をプロデュースする能力を習得するといった、高等教育機関等における先行的取組等について調査。 ②高等教育機関等で使用可能なモデルプログラム案を作成。 【内閣府(知財)】	・左記のモデルプログラム案について、高等教育機関等における実証調査を実施し、モデルプログラムを確立。その成果について、高等教育機関や業界団体等への普及を目指す。【内閣府(知財)】
③ DMO的手法で観光地経営するための人材を育成する基礎プログラム開発等に引き続き取り組む。	観光庁	・DMOを担う人材を育成するために、平成28年度には基礎プログラムを策定し、研修を試行したところ。【観光庁】	基礎プログラムについては、ブラッシュアップを行い、11月末に研修を実施した。また、応用プログラムについても策定し、研修を実施するため、現在テーマを検討中。【観光庁】
④ 国内のアーティスト・イン・レジデンス実施団体を引き続き支援し、双方向型国際文化交流を促進する。	文化庁	・国内のアーティスト・イン・レジデンス(AIR)団体に対し、以下の2種類のプログラム支援を実施 ○双方向交流発展支援 海外のAIR実施団体との協力関係を強め、パートナーシップ協定等により行う双方向交流プログラム(アーティスト等の受入・派遣)を支援。 ○双方向交流促進・牽引支援 海外のアーティスト等を積極的に受け入れており、今後の双方向交流が見込まれるプログラム、国内のAIR団体と連携して行うプログラムを支援。 【文化庁】	・平成30年度においては、プログラム支援対象を小規模なAIR等における人材育成や支援を行う「拠点的なAIR事業」及び全国津々浦々でAIR事業が行われるよう「小規模等のAIR事業」に変更し、事業を実施予定。【文化庁】